

基幹水利施設管理事業（継続）

【 1 , 5 6 0 (1 , 5 5 5) 百万円】

対策のポイント

国営土地改良事業によって造成され、市町村等に管理委託を行っている基幹的な農業水利施設の維持管理について、助成を行います。

国営土地改良事業で造成された施設の管理は、そのほとんどを受益団体である土地改良区が担っていますが、農業水利施設のうち、大規模かつ公共性の高い施設を対象に、国による管理や、都道府県、市町村が管理するものに対して助成を行っています。

政策目標

安定的な用水供給機能及び排水条件を確保

< 内容 >

国営土地改良事業により造成された基幹的な農業水利施設で、市町村等が管理する施設の維持管理費について助成を行います。

< 事業実施主体等 >

- 1 . 事業実施主体 市町村等
- 2 . 補助率 3 0 %
- 3 . 事業実施期間 平成 8 年度 ~

[担当課：農村振興局整備部水利整備課（03 - 3501 - 3745（直））]